

清水町森林整備計画

計画期間（自 平成31年4月1日
至 平成41年3月31日）

清水町

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	4
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	5
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	7
1	人工造林に関する事項	7
2	天然更新に関する事項	9
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	10
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	10
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	11
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2	保育の種類別の標準的な方法	11
3	その他必要な事項	12
第4	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	12
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	13
3	その他必要な事項	14
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	14
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	14
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	14
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	14
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	15
5	その他必要な事項	15
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	15
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	15
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	15
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	15
4	その他必要な事項	15
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	15
1	作業路網の整備に関する事項	15
2	その他必要な事項	17
第8	その他必要な事項	17
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	17
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	18
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	18
4	その他必要な事項	19

Ⅲ	森林の保護に関する事項	19
第1	鳥獣害の防止に関する事項	19
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	19
2	その他必要な事項	20
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	20
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	20
2	鳥獣害対策の方法	20
3	林野火災の予防の方法	20
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	20
5	その他必要な事項	20
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	21
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	21
1	森林経営計画の作成に関する事項	21
2	生活環境の整備に関する事項	21
3	森林の整備を通じた地域振興に関する事項	21
4	森林の総合利用の推進に関する事項	21
5	住民参加による森林の整備に関する事項	21
6	その他必要な事項	22
別表1	植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在	25
別表2	公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の増進を図る森林の区域	26
別表3	森林施業の方法を特定すべき森林	32
別表4	鳥獣害防止森林区域	33

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、十勝管内の西部に位置し、東は鹿追町、南は芽室町、北は新得町、西は日高山脈をへだてて日高町に接しています。

本町の地勢は、日高山脈が南北に走り、剣山、久山岳、芽室岳、ペケレベツ岳などの山系を頂点とし、十勝川に向かって緩い傾斜をなしています。ペケレベツ、小林、芽室、久山の各河川と本町の中央を流れる佐幌川は、いずれも十勝川にそそいでいます。

本町の総面積は40,218haであり、森林面積は17,757haで、総面積の約44%を占めています。民有林面積は6,376haで、その内訳は、町有林1,784ha、その他民有林4,592haとなっています。民有林については、戦後の一時期には天然林の過剰な伐採により資源の荒廃が見られましたが、森林組合を中心として人工造林の積極的推進により、カラマツを主体とした人工林の面積は3,402haとなり約53%を占めるほどになっています。

また、後継者グループの諸活動や、林業後継者育成基金の創設など、過疎の進行する中で地域林業振興のため、地域ぐるみで林業関係機関とともに取り組んでいます。

現在、森林の持つ多様な機能に対する関心と要請が高まる中で、地域社会の経済の健全な発展と、安全で潤いのある住環境の整備を図るため、以下のような課題があります。

日高山脈山麓沿いの清水、羽帯、旭山地区は国有林と隣接しており、まとまって所在する森林が多くあります。しかし、この地区は標高が400mを越える所が多く、日高山脈からの冷たい吹き下ろしの風の影響が強いため、町内においても成長が悪く、植栽木の寒風による被害も多い地区です。また、清水、羽帯地区は、6齢級以下の林分が多くを占めています。旭山地区では不在森林所有者が多く、保育の遅れている林分も見受けられます。

平野部の畑作地帯では、播種期である春先の強風による表土の飛散が見られ、農作物などへの被害が多いため、耕地防風林を主体とした森林の造成が求められています。

東部の美蔓地区においては、山麓沿いと比較しても成長が良く、森林もまとまって所在しており、現在6齢級以上の森林が多く、生産林としての期待が大きい地区であります。

北部の下佐幌地区は、西側の下佐幌地域と東側の人舞地域に分かれ、下佐幌地域は丘の上に農地が広がっており、この地域の北部には防風保安林が所在します。また、この地域の森林は、丘の斜面にあり、土砂崩壊等の山地災害防止機能を十分発揮しています。人舞地域は開拓により殆ど森林がないため、耕地防風林を主体とした森林の造成の必要性がでてきています。

南東部の御影地区は、ビート、豆類などの農地が広がり、防風保安林を中心として耕地防風林等の森林により形成されているため、小面積の林分が多い地区であります。

清水町森林整備計画の目標達成に向けて、「自然環境の保全と環境との共生」を目指し、森林の持つ水源のかん養と環境的保全機能、エネルギーなどの資源として森林整備・保全機能が十分発揮される森林づくりを進めます。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止などに果たす役割や自然環境の変化を考慮しつつ、適正な森林施業により健全な森林資源の維持造成を行います。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

本町における森林について、地域ごとの特性や自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じ、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材等生産機能の維持増進を図る森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定します。

公益的機能別施業森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林について「水源涵養林」、

山地災害防止機能や土壌保全機能の維持増進を図る森林について「山地災害防止林」、住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林について「生活環境保全林」、保健・レクリエーション機能や文化機能の維持増進を図る森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という。）を設定します。

さらに、水源涵養林においては、水道取水施設上部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」に、また保健・文化機能等維持林においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様生機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し、特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育・間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理運営に必要不可欠であり、山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備に努めることとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりとします。

【森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針	
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業を推進する。	
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。	
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を推進する。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。	
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風・防潮に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。	
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。 史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。	保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 また、保健・風致等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、自然条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。なお、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。	
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮蔽、隠れ場形成など野生生物の生育・生息に適した森林や周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生態系保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。
		保護地域タイプ	貴重な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・生息に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。 また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

(3) その他必要な事項

- ア 山地災害防止機能をより高度に発揮させるため、急傾斜地や沢沿いの森林土壌が薄く表層崩壊が起こりやすい箇所については、根系の発達を促し、下層植生が発達した良好な森林を育成するため、適切な保育・間伐等の促進に努めることとします。また、長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。
- イ 公益的機能が重視される森林で風害を受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる森林の構造を基本におき、植栽本数の低減や植栽時期の分散を図ることとします。
- ウ 種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。
- エ 本町では人工林の保続を図りながら、資源の循環利用を進めるため「北海道人工林資源管理方針」に基づき、人工林資源の適正な管理に取り組むこととします。また、近年の道産木材に対する需要の高まりなどからカラマツ人工林の皆伐が進む一方、再造林が追いつかず伐採跡地が増加傾向にあるなど、カラマツ人工林資源の保続が懸念されることから、カラマツ人工林については計画的な伐採を進めるとともに、伐採後の確実な造林による伐採跡地の発生防止及び過去の伐採跡地への造林による伐採跡地の解消に取り組むことにより、資源の平準化を図ります。
資源の平準化にあたっては、町や森林組合、森林所有者等で組織する森林整備計画実行管理推進チーム等が中心となり、伐採及び造林状況を適確に把握するとともに、森林・林業・木材産業関係者等とも積極的に情報を共有し、計画的な伐採及び伐採後の確実な造林を推進します。
また、本計画書に定める事項を踏まえ、地域の関係者による連携のもとに森林整備等を進め、森林認証制度などの活用も検討し、地域の環境の保全と持続可能な森林経営の実現に向けて取り組むこととします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林・林業・木材産業関係者等との合意形成を図りながら、委託による森林の施業または経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

II 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

立木の伐採については、Iの2「森林整備の基本方針」を踏まえ、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、適切な森林施業の方法により、立木を伐採することとします。

- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚樹の生育状況等に配慮することとします。なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮することとします。
- (4) 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残するよう留意し、森林を構成している樹種や林分構造等を勘案するとともに下層木に十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間をもって行うこととします。

3 その他必要な事項

- (1) 木材等生産林においては、持続的、安定的な木材等の生産を図るため、資源の保続に配慮し、年齢構成に留意しながら、施業の集団化や機械化を通じた効率的な伐採に努めることとします。
- (2) 適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に取り組み、資源の平準化を図ることとします。
なお、長伐期施業を実施する林分の選定に当たっては、地位が高く、間伐により適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めることとします。
- (3) 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。
- (4) 次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながる恐れがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めることとします。
 - ア 健全な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等
 - イ 土砂の流出や崩壊が発生する恐れがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等
 - ウ 野生生物の生育・生息の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等
- (5) 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等に当たっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。
- (6) 伐採の実施に当たっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。
なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。
また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して立木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。
- (7) 高性能林業機械を積極的に導入し、効率的な作業を目指すとともに、労働安全に努めることとします。
- (8) 特色ある森林景観や野生生物の生育・生息環境の保全に配慮した伐採を行うこととします。
特に、クマガラ、シマフクロウ及びクマタカの希少鳥類等について、営巣木が確認された場合、

営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととします。

また、地域にとって重要で特色ある防風林は、耕作地の保全や農村景観・生活環境の維持のほか、野生生物の生息場所や移動経路としての生物多様性保全機能の役割も担っていることから、これらの多面的機能を高度発揮させるために防風林の連続性が保たれるよう配慮します。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、気象、地形、地質、土壌等の自然条件への適合、樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本とし、また地域における造林種苗の需給動向や木材需給等にも配慮し、次のとおり定めます。

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選定することに努めることとします。

人工造林の対象樹種
カラマツ、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ（雑種F ₁ を含む）、カンバ類、ミズナラ、ヤチダモ、ハルニレ、カツラ、ハンノキ、その他郷土樹種

- ア 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、樹種の選定は幅広く検討します。特に河川沿いについては河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、広葉樹の積極的な植栽に努めることとします。
 なお、山腹崩壊の危険性の高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等、深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽について検討することとします。
- イ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定することとします。
- ウ カラマツ人工林については、資源の保続及び健全な林業経営を図るため、伐採後の着実な造林を推進するとともに、カラマツの積極的な植栽及び優良な苗木の確保に努めることとします。
- エ Iの2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

- ア 育成単層林を導入または維持する森林
- (ア) 寒風害等の気象害や病虫害に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気象、地形、地質、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。
 特に、水源涵養林、山地災害防止林にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。
- (イ) 地拵えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮した上で、全刈りまたは筋刈りにより行うこととします。
- (ウ) 植栽時期は次のとおり春または秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、苗木の活着と成長が十分図られるよう行うこととします。

植栽時期	樹種	植栽時期
春植え	カラマツ、その他	～5月31日
	トドマツ、アカエゾマツ	～6月10日
秋植え	全樹種	9月中旬～11月上旬

(エ) 植栽本数は次の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

植栽本数の検討にあたっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストを低減することを目的に、本数の低減についても併せて検討することとします。

特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種F₁等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討することとします。

効果的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入について努めることとします。

【植栽本数】

単位 本/ha

仕立ての方法	樹種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	3,000
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

(オ) 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入についても努めることとします。

なお、コンテナ苗の植栽時期については、Ⅱの第2の(2)ア(ウ)の時期によらないものとするが、自然・立地条件を十分に考慮し、適期での植え付けとなるよう努めることとします。

イ 育成複層林を導入または維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。植栽により更新を確保する場合には、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

カラマツ林で材積率30%の択伐を行い、カラマツを植栽して複層林とする。

↓

カラマツの標準的な植栽本数がhaあたり2,000本とすると、

$$2,000 \times 0.3 = 600$$

となり、カラマツをhaあたりおおむね600本以上植栽することとなります。

この植栽本数の考え方は、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を避けるため、一定の蓄積が常に維持されるよう配慮するためのものです。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

また、択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、天然下種更新ではイタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなど高木性の樹種とし、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど高木性でぼう芽性の強い樹種とします。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の完了の判断基準

(3) で定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種^(注1)の稚幼樹等^(注2)が、幼齢林^(注3)では成立本数が立木度^(注4)3以上、幼齢林以外の森林では林地面積^(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林では成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)によることとします。

(注1) 高木性樹種とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ樹高が10m以上になる樹種です。

(注2) 稚幼樹等とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3) 幼齢林とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4) 立木度とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。なお、伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、別途定める「天然更新の完了の判断基準について」によるものとします。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の期待成立本数}^{(注6)} \times 10$$

(注5) 林地面積とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6) 天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数

広葉樹		針葉樹(中層、下層は広葉樹に準じる)	
階層	期待成立本数	階層	期待成立本数
上層	300本/ha	上層(カラマツ)	300本/ha
中層	3,300本/ha	上層(その他の針葉樹)	600本/ha
下層	10,000本/ha		

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林(天然林の標準伐期齢)

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を行う場合には、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行うこととし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うこととします。

また、ぼう芽により行う場合には、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かきまたは植え込み等を行うこととします。いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

主伐後の適確な更新を図るため、天然更新が期待できない森林等を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として定めます。

本町ではカラマツを主体とした人工林資源の保続を図るため、木材等生産林として指定した森林の区域のうち人工林の一部について次のとおり指定します。

また、公益的機能別施業森林における水源涵養林のうち、水資源保全ゾーンとして指定した森林については、良質な水の安定供給を確保する観点から、伐採後は植栽により機能の早期回復を図るため、次のとおり指定します。

なお、これらの森林において主伐を行う場合は、1の(3)のア「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行うこととし、植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

森林の区域（林小班）	参考
別表1のとおり	木材等生産林のうち人工林
別表1のとおり	水資源保全ゾーン

4 森林法第10条の9第4項の伐採中止又は造林の命令の基準

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によることとします。

イ 天然更新の場合

2の(1)によることとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

2の(2)における「5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」によることとします。

5 その他必要な事項

- (1) 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

- (2) 伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど、林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への植林を推進します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

また、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造を維持するよう行い、特に高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次のとおりとします。

樹種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期(林齢)					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ (グイマツとの 交配種を含む) (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：350本/ha	16	23	31	39	—	・選木方法：定性及び定量 ・間伐率(材積率)：20～33% ・標準伐期齢未満の森林に おける間伐間隔：7年 ・標準伐期齢以上の森林に おける間伐間隔：8年
トドマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：450本/ha	21	28	36	45	—	・選木方法：定性及び定量 ・間伐率(材積率)：20～33% ・標準伐期齢未満の森林に おける間伐間隔：8年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	20	30	40	50	60	・選木方法：定性及び定量 ・間伐率(材積率)：20～33% ・標準伐期齢未満の森林に おける間伐間隔：10年

※ 「カラマツ間伐施業指針(北海道林務部監修)」、「トドマツ人工林間伐の手引き(北海道林務部監修)」及び「アカエゾマツ人工林施業の手引き((地独)北海道立総合研究機構林業試験場発行)」などを参考とした。

※ 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なる場合がある。

また、保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を推進することとします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法及び主要樹種ごとの標準的な実施の時期等は次のとおりとします。

(1) 下刈り

植栽樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽樹種の健全な育成を図るため、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は植栽樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

(2) 除伐

下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適切適時に行うこととします。

なお、植栽樹種以外であっても、その生育状況や多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成の対象とすることも検討します。

(3) つる切り

育成の対象となる立木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って除去することとし、除伐と併せて行うことを基本とし、つる類の繁茂状況に応じて行うこととします。

樹種	年 植栽時期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		カラマツ	春	②	②	②	①				
	秋		②	②	①	①					
トドマツ	春	②	②	②	①	①	①	①			
	秋		②	②	①	①	①	①	①		
アカエゾマツ	春	②	②	②	①	①	①	①			
	秋		②	②	①	①	①	①	①		

樹種	年 植栽時期	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		カラマツ	春	△							
	秋		△								
トドマツ	春				△						
	秋					△					
アカエゾマツ	春				△						
	秋					△					

①：下刈り1回 ②：下刈り2回 △：つる切り・除伐

※カラマツにはグイマツとの交配種を含み、トドマツにはエゾマツを含む。

3 その他必要な事項

(1) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林においては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。特に枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）

ア 区域の設定

水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など、水源の涵養の機能の維持増進を図る森林を、それぞれの森林の立地条件、地域の要請を踏まえ、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

- (ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により人命や人家等施設への被害の恐れのある森林、その他山地災害防止・土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

- (イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

- (ウ) 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡、名勝、天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとします。

公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により伐採後もこれらの機能が確保できる森林については長伐期施業を推進すべき森林として定め、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林については、風致の優れた森林の維持または造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表2のとおりとします。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

(2) 森林施業の方法

木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化・長伐期化を図るなど、生産目標に応じた林齢で伐採することとし、人工林の主要な樹種の主伐時期については、次表を目安とします。

また、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	一般材生産・38cm	中庸仕立て	50年
トドマツ	一般材生産・36cm	中庸仕立て	55年
アカエゾマツ	一般材生産・30cm	中庸仕立て	70年

3 その他必要な事項

(1) 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定めます。

特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、別表1のとおり定めます。

(2) 森林施業の方法

1の水源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表2のとおり定めます。

また、特に急傾斜地等土砂の崩壊または流出の恐れのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として、別表2のとおり定めます。

施業にあたっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬期間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう配慮することとします。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町における一般民有林の森林所有者は、3ha以下の森林を所有する小規模森林所有者が全所有者数の95%、その所有面積は3,405haとなっています。これは本町の一般民有林面積の53%を占めるものであります。また、一般民有林のうち人工林が3,402haあり、保育や間伐または主伐を行うにあたっては施業の集約化によるコスト低減、また木材の安定供給にも配慮する必要があります。

このため森林組合やその他林業事業者による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の経営の受委託等による森林の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業または経営の実施等を図るため、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言などを行い、意欲ある森林所有者・森林組合・民間林業事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、委託による林業経営への転換等を目指すこととします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業または経営を受託する際には、受託者である森林組合や林業事業者と森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内において、受託者自ら森林の経営を行うことができるよう造林・保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加え、森林経営計画が、施業を行う森林のみならず当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意します。

また、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、町を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、町が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用にも努めることとします。

なお、意向調査については森林調査簿や林地台帳を基に、経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、実施するよう努めるものとします。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者の多くは農家所有者と不在森林所有者で占められています。この森林の多くは、間伐、保育を必要とする若齢林分であることから、施業を着実に実施できるように、効率的な施業によるコスト軽減のための施業の共同化を推進します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。このため、町及び森林組合が連携し、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図るとともに、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定についての締結等により森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進することとします。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を促進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際は、次の内容に留意することに努めることとします。

- ・ 共同して森林施業を実施しようとする者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすることとします。
- ・ 共同して森林施業を実施する者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業者等へ共同による施業委託、種苗その他共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすることとします。
- ・ 共同して森林施業を実施する者の一部が上記により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすることとします。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 作業路網の整備に関する事項

- (1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

ア 路網密度の水準及び作業システム

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

単位 路網密度：m/ha

区分	作業システム	路網 密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム ^(注1)	100以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	75以上	25以上
急傾斜地（30°～）	架線系作業システム ^(注2)	15以上	15以上

(注1)「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、ウィンチ、フォワーダ等を活用。

(注2)「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用。

なお、本表は木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採や搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化及び高効率化を図るために、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることに主眼を置いた労働生産性の向上が不可欠となります。

このため、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。

特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、ウィンチ、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地 (0° ～15°)	フェラーバンチャ	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・	グラップルローダ
		《グラップルローダ》	プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
	ハーベスタ	スキッド【全木】	ハーベスタ・	グラップルローダ
		トラクタ【全幹集材】	プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
ハーベスタ	《グラップルローダ》	ハーベスタ	グラップルローダ	
ハーベスタ	フォワーダ【単幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)	
中傾斜地 (15° ～30°)	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・	グラップルローダ
		《グラップルローダ》	プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
急傾斜地 (30°～)	チェーンソー	スイングヤーダ 【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・	(ハーベスタ・プロセッサ)
			プロセッサ	

※ () は、前工程に引き続き同一樹種により実施する工程について記載。

※ 【 】 は、集材方法。

※集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

イ 路網整備等推進区域の設定

路網整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり定めます。

路網整備等推進区域名	面積	開設予定路線	開設予定延長	対図番号	備考
石山地区	245ha	石山支線	3,200m	①	帯広市有林

(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

(ア) 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森林第1280号北海道水産林務部長通知）により開設することとします。

(イ) 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

単位 延長：km 面積：ha

開設／拡張	種類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林業専用道 (規格相当)	石山支	3.2-1	152	○	①	起点：字羽帯 終点：字羽帯
〃	〃		旭山	-1				
〃	〃		剣山	-1				
拡張	自動車道 (改良)		石山第2	0.1-1		○		橋りょう改良
〃	〃		〃	2.0-3		○		局部改良

(2) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとします。

2 その他必要な事項

該当なし

第8 その他森林整備の方法に関して必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 人材の育成・確保

新規的林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の及び確保を図るものとします。

(2) 林業事業体の経営体質強化

本町は、森林施業の担い手である森林組合の受注体制の整備及び経営の多角化等に対応するための事業拡大に協力し、就労の安定化・通年化を図ることができるよう努めます。さらに、北海道において、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」

が創設されたことから、本町においても、森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める登録林業事業体の活用に努めます。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械の促進方向

今後、林業の活性化を図る中で、生産性の向上、施業の合理化のために機械化はきわめて重要であり、それらの導入により労働の軽減になり、労働条件の改善にもつながるものであることから、これを積極的に推進します。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区分		現状（参考）	将来
伐倒		チェーンソー	チェーンソー ハーベスタ
造材		チェーンソー プロセッサ	チェーンソー プロセッサ
集材		小型集材機	小型集材機 小型スキッド
造林 保育 等	地拵	チェーンソー	チェーンソー
	下刈	刈払機	刈払機
	枝打ち	人力（手ノコ）	リモコン自動枝打機

(3) 林業機械の促進方策

林業機械については、地域の作業量、林業労働力の動向、労働安全性の確保及び地形などを踏まえた上で、効果的な機種を導入を推進します。

また、高性能機械の導入に当たっては、オペレーターの養成支援や機械の効率的な利用について取り組むものとします。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が必要です。このため、地域材の利用に向けて、消費者への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組みます。

また、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、策定した「清水町地域材利用推進方針」に即して公共建築物等において積極的に木材・木製品の利用するほか、木質バイオマスの有効利用など、幅広い用途での地域材の利用を促進するとともに、地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するものとします。

流通の整備については、共同化などにより効率化、コストの低減を図るとともに、需給動向の情報収集など流域の加工場等との連携により、地域材の計画的供給体制を強化します。

製材工場については個人経営であり、規模の拡大も望めない状況です。

特用林産物については、しいたけ生産では知的障がい者更正施設1件（原木及び菌床栽培）、個人経営が1件（菌床栽培）で行われており、生産量はほぼ横ばいで推移しています。今後については、現在の生産量が維持できるよう道など関係機関と協力を図り、適切な指導を行っていくこととします。

・林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現 状（参考）			計 画			備考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
チップ工場	清 水	28,000m ³	1				
しいたけ生産施設	旭 山	7,000kg	2				
〃	下佐幌	26,000kg	3				

4 その他必要な事項
該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林被害状況に応じ、被害防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周囲に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表4のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は最速情報により補正することとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の的確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、清水町鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれがある森林については、森林組合、林業事業者等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（くくりわな、囲いわな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業者や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれのある地域については、造林樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うこととします。

なお、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

(2) その他

森林病虫害の被害の早期発見に努めるとともに、本町と十勝総合振興局等の指導機関及び林業関係者等と連携し、早期防除に努めることとします。

2 鳥獣害対策の方法

(1) エゾヤチネズミによるカラマツの食害を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺そ剤の散布や防そ溝の設置等の対策を実施することとします。

(2) 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

(3) 森林の保護に当たっては、森林組合、林業事業者等の研究機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事による森林被害を未然に防止するため、森林の巡視活動やポスター等を利用した予防啓発を行うこととします。

なお、森林の巡視は森林レクリエーションのための利用者が特に多い地域を重点的に行い、また、春先の乾燥時期には巡視活動を強化し、山火事の発生防止に努めることとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する者は、清水町火入れに関する条例（昭和60年3月25日条例第22号）に基づき、風速及び湿度等からみて延焼の恐れがない日を選び、できる限り小区画ごとに風下から行い、火入れ地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行うこととします。

また、火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えることとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
該当なし

(2) その他

気象害については過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどし、被害の防止対策に努めることとします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し計画に基づいた施業を行うことは、清水町森林整備計画の達成に寄与するものであることから、森林所有者等に対する制度の周知や計画の作成を支援することとします。

なお、森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画することとします。

- (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- (3) IIの第6の3の森林の施業または経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (4) IIIの森林病虫害の駆除または予防その他森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

特になし

3 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

市街地周辺の森林の整備により、町民の憩いの場の提供と森林機能の学習の機会を提供し、森林施業への理解と施業の実施を推進するものとします。また、「清水町地域材利用推進方針」に基づき、地域材の積極的な活用を目指して「地材地消」の取り組みを推進します。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

特になし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

清水町林業推進協議会の主催による植樹祭等、「木とふれあい、木に学び、木と生きる」を基本とする「木育」の取り組みを通じて、森に対する親しみや愛着、森の大切さや緑の環境づくりへの理解を一層深めてもらえるよう、町及び森林組合が積極的に協力して、より多くの町民の参加を働きかけることとする。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

十勝流域・活性化センターを通じ、上下流連携した取り組みに対し、町民に積極的に働きかけをし、またその意味を理解してもらえるよう努めることとする。

(3) その他

青少年の森林学習を推進するため、小中学校の教育課程に導入された「総合的な学習の時間」等を活用し、少しでも森林に関する学習の機会が得られるよう関係機関とも連携を図り、人と木

や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む取り組みである「木育」を進めることとします。

6 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。その整備にあたっては、間伐等の必要な施業を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。

特に造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとします。

なお、要整備森林は地域森林計画において指定されます。

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

制限林については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限の強い方の施業方法に基づいて行うこととします。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法により定められた指定施業要件に基づき行うこととし、立木の伐採等を行う場合は許可または届出が必要となります。なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

(ア) 主伐の方法

- a 伐採できる立木は、清水町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。
- b 伐採方法は、次の3区分とします。
 - (a) 伐採方法の指定なし(皆伐を含む)
 - (b) 択伐(伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの)
 - (c) 禁伐(全ての立木の伐採を禁止するもの)

(イ) 伐採の限度

- a 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。
- b 一箇所あたりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。
 - (a) 水源かん養保安林(ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取扱いをすることが適当と認められる森林に限る)については、20ha以下とします。
 - (b) 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ha以下とします。
 - (c) その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持または強化を図る必要があるものについては20ha以下とします。
- c 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。
- d 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないこととします。
- e 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3(指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4)とします。

(ウ) 特例

- a 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。

- b 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林については択伐とします。
 - c 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年を越えないものとします。
- (エ) 間伐の方法及び限度
- a 間伐をすることができる箇所は原則として樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。
 - b 間伐の限度は、当該森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で、指定施業要件に定められた率とします。
- (オ) 植栽の方法及び期間
- a 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行わなければなりません。
 - b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度から起算して2年以内に行わなければなりません。
- イ 自然公園特別地域内における森林
- 自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は表1により行います。
- なお、立木の伐採等を行う場合は、国立公園及び国定公園にあっては自然公園法の規定による許可が、道立自然公園にあっては北海道立自然公園条例の規定による許可が必要です。

【表1 特別地域内における制限】

区分	制限内容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第1種特別地域	<p>(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。</p> <p>(2) 単木択伐法は、次の規定により行います。</p> <p>① 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。</p> <p>② 択伐率は蓄積の10%以内とします。</p>
第2種特別地域	<p>(1) 第2種特別地域内の森林立木伐採は、択伐法とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができます。</p> <p>(2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとします。</p> <p>(3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。</p> <p>(4) 択伐率は、用材林においては蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。</p> <p>(5) 特に指定した風致林については、保育及び保護に努めることとします。</p> <p>① 一伐区の面積は、2ha以内とします。 ただし、疎密度3より保残木が多い場合で車道、歩道、集団施設地区、単独施設地区等の主要公園利用地点が望見されない場合、伐区を拡大することができます。</p> <p>② 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においては、伐区は努めて分散させなければなりません。</p>
第3種特別地域	第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を行うこととし、特に施業の制限は受けないこととします。

ウ その他の制限林

その他の制限林における伐採の方法は、表2のとおりとします。

【表2 その他の制限林における伐採方法】

区分	制限内容
その他制限林	(1) 原則択伐とし、伐採率は蓄積の30%以内とします。 (2) 鳥獣保護区特別保護地区内においては、鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があると認められるものについては択伐(その程度が著しいと認められるものについては禁伐)とします。 (3) 砂防指定地内においては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則択伐とし、皆伐を行う場合は伐採面積が1ha未満とします。 (4) 史跡、名勝または天然記念物に指定されている区域(伝統的建造物群保存地区を除く)においては、原則禁伐とします。

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業者、北海道指導林家や青年林業士など関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう、北海道等の指導機関と連携した普及啓発を進めることとします。

(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項

町営円山牧場の中心にある円山展望台周辺の森林については、今までに未立木地への植栽、カラマツ林の育成複層林施業の導入による多様な樹種への転換、町民参加による植樹祭を行い、森林環境の整備を行ってきました。今後については、これらで植栽されたものの適正な下刈り、除伐及び上木であるカラマツの適正な本数管理を行います。また、天然林については不良木の除去等を行い有用稚樹の成長促進を促すとともに、密度の薄い林分については誘導造林及びかき起こしを行い、優良な森林を造成します。

美蔓地区と熊牛地区の境となっている森林については、土砂流出防備保安林が点在しており、また、主要道道帯広新得線沿いに平行して並んでいることから、育成複層林施業を導入し、現在のカラマツ一斉林から多様な樹種を植栽し、公益的機能の維持・向上に努めることとします。

別表 1 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域(木材等生産林のうち人工林)	
7林班	9
10林班	5・58～63
11林班	1
12林班	12・13・29・35・36・38・52～56
13林班	45～48・80・81
15林班	16・19・50・52・53・56・57・60・63～65・67～69・74・75・97・100～103
16林班	47・49・55・60
47林班	89・202・203
57林班	39・41・42・45・50
58林班	54・55
59林班	10・29・32・42・44・46・47・52～55・57・58・61～65
62林班	1・37～40
63林班	18・19・21
64林班	12・62・63
69林班	41・42・49
70林班	55・58・59・62～64・67～69・72・73・86～88・105
71林班	29・52・53
73林班	27
74林班	38～44
75林班	1
76林班	23・25・43・45～51
79林班	18
80林班	69
82林班	17・30・31・34
83林班	3・5～9・12～14・16・20
84林班	5・7・9～15・18～26
85林班	20～23・29・31・35～37
86林班	1・2・5～10・14・15・19～21・23～27
87林班	2・5・7・12・14・15・18～20・22

森 林 の 区 域(水資源保全ゾーン)	
24林班	2～8・10～14・17・18・22～25・27
25林班	1～3・6・8～13・15・16・18・22・23・25・28～40

別表 2 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の増進を図る森林の区域

【一般民有林】

1 共通のゾーニング

森 林 の 区 域			面積
区分	林班	小班	
水源 涵養林	1林班	2・3	1776.74
	17林班	47	
	18林班	1～6・11・13・15・19・21・22	
	19林班	2・4・8～18・21・22・24～28・31～34・37・38・40～50	
	20林班	1～6・11～16・18～25・27～31・33・35～38・40～43・51～67	
	21林班	11・14・18・19・21～23・26・27・29・34・35・40～54・56～62・65・71・72・74・80・88～90・92 106～108・148～155・160～163・166・171～173	
	22林班	10・31～34・36～44・47・48・52・53	
	24林班	1～8・10～14・17・18・22～25・27	
	25林班	1～3・6・8～12・15・16・18・22・23・25・28～40	
	26林班	1・2・4～8・10・13～15・17・19・21・25・27～31・36・46～49	
	28林班	100・102・104・105・107～110・112～114・116・118～120・123・126	
	29林班	26	
	30林班	115	
	31林班	2・62・63・66・69～73・75	
	33林班	1・4・7・9・14・20～39・41～45・47・50～57・59・62・64・67～69・72～75・77・78・107・108 120～123・125～129	
	34林班	1～3・6・11・16～21・38・40・41・50・51・56・59・60・64～67・69・71・73・86	
	35林班	1～4・6～11・13・16・17・19～21・23～25・28・30	
	36林班	1～13・16～19・22・24～29・31～40・49・52・60・62～64・66～71・74・75・78・80	
	37林班	2・3・5～7・11～16・22・24・26・28～30	
	38林班	72・74・75・77・78・81・82・84・88	
	39林班	38・39・41・49・53～55・73・91・93・94	
	42林班	2～8・10・13～15・27・32～36・38～40・42～52・59～62・66～76・88～93・96～98・101～103	
	45林班	1・3～5・7～9・11・18・20～22・25・29・30・32・34～36・38～45・47～49・51・55～63・65・71・72 75～77・79・82～84・86～92・94・100～102・104・107・108・110～112・119・121・122・125～133 136～138・140・146・148・150・151・161～166・169・171・181・184～188・190～193・195・199 200・206・216・218・223～229・231・233～235・300～302	
	50林班	5・9・18・32・34・45～49・55～57	
	51林班	13～16・18・19・24・27・30～32・34・37・44・55・58・78・81・85～87・92・107～112	
	52林班	1・8～23・26・28～30・38・40～45・53～59	
	53林班	1～3・5・9～12・14・16・18・22～26・28～30・32～35・37・39・40・42・46・49・51・53・57・61・65・66 70～78・81・83・85～90・93～96	
	54林班	1～21・23～25・29・31～34・36・39～45・47～50・52～55・60～64・69～76・78～80・82・84・86 89～93・97～116	
	55林班	1～25・27～36・38・41・43・45～53・55～58	
	60林班	59・77・104・105	
	67林班	40～43・48・53・60～62・66	
68林班	6・52・56・57・60～62・64～67・69・70・76・79		
69林班	56～68・72		
72林班	5・10～15・17・18		
75林班	78		
77林班	全域(4を除く)		
78林班	14～17・19～21・24・27～32・35・37・38		
82林班	23・24・26		

森 林 の 区 域

区分	林班	小班	面積
山地災害防止林	3林班	3~6・10・13・20・118・126・135・141・142・144~148	229.14
	7林班	73	
	15林班	33・37	
	18林班	7・14・16~18・20	
	19林班	5~7・19・20・30	
	21林班	1・3・5・55・63・64・66~70・75・76・78・79・81・97・98・100~102・111・133・134・156~159	
	30林班	124	
	33林班	63・130~133	
	35林班	22	
	36林班	45・56~59・61	
	37林班	21	
	39林班	56	
	42林班	9・11・12・16・17・30・53	
	45林班	2・27・28・74・85・120・123・124・149・152~159・167・168・170・172・173・183・194・196・232	
	50林班	25~31・33・36~44・50~54	
	51林班	39~42・77・79・80・82・83・96	
	52林班	24・25・27・46~52	
	53林班	31・58~60・79・84・91	
	54林班	68・94	
	55林班	37・39・40・42・44	
	63林班	19・20・30・31	
	73林班	27~31	
	74林班	3・9・29~37	
76林班	30・97~99		
77林班	4		
82林班	22		
85林班	5・7・8・10		
87林班	17		

森 林 の 区 域

区分	林班	小班	面積
生活環境保全林	4林班	12・13・21・45～87・89～92・94～111・113～142・146・148・149・152・153・183・206～208 210～213・220～223・233・235～241・248	413.44
	14林班	67～69	
	15林班	4・5・7	
	17林班	7・8・20・26	
	28林班	55～60・62	
	29林班	1～3・9・10・27～42・51・52・63	
	30林班	2・10・15・31～36・38～40・42・43・61～69・78・91・99・116～119	
	31林班	20～22・24～30・32～34・36～43・45～47	
	32林班	12～20	
	33林班	79～105・109・110・124	
	34林班	10・13～15・22～29・31～37・39・52～55・57・72・74～76・78～80・82・84・85	
	36林班	42・44・46～48・50・51・53・55・72・76・77・79	
	38林班	55～67・71	
	39林班	57～67・69・79	
	42林班	77～79・85	
	45林班	141～145・147	
	46林班	113～115・117～119・123～127	
	47林班	76・79・80・120・123～137・139～142・144・146・152～154・156・159・182・185・196～201・204	
	48林班	2・28・132～135・137～144・146～151・153・157・159・160・162～164・168・202・206・217・233	
	49林班	76～85・90・103	
	51林班	11・17・61～73・84・89	
	60林班	57・58・60～76・78～96・98～101・106・107	
	70林班	5～14・17・20・35・36・40・99	
71林班	1～3・6・9・11～28・30～37・40・46・47・49・50・59・61～67		
75林班	5・8・13・17～19・24・31～34・37・81・101		
79林班	34・35・39・40		
80林班	27・71・80・81		
保健・文化機能等維持林	17林班	1～6・12～18・27～30・52～62・66～71・73～83	259.21
	19林班	1・3・29・36	
	20林班	7・9・32・34・44～50	
	21林班	2・4・6～10・12・13・16・17・20・32・33・36・37・39・82～87・105・109・110・112～132・135～147 164・165・167～170	
	22林班	18～26・46・51・54～59	
	27林班	11・24～26・29・31・32・43～45・51～53・99・100	
	28林班	61	
	29林班	11～25・45・46・48～50・53・54・56・58～62・67	

森 林 の 区 域

区分	林班	小班	面積
木材等生産林	2林班	1~7・9・18・21~25	3707.19
	3林班	1・2・7~9・11・14・16~19・21~24・28・30~33・35・39・44・45・47・52~56・58・60・61・65・66・70 71・76・78・79・83~85・88・92~94・96~98・100・102・108・109・111・112・115・116・119・122・125 128~134・136・138~140・143	
	4林班	1~7・9~11・14~20・22・25・26・29・30・32~44・143~145・147・150・151・155・157・159・160 163~166・170~173・178・181・182・190~192・198・199・201・202・209・224~232・234・245・246	
	5林班	1・2・5・7・13・14・16・20・23~29・32	
	6林班	1~11・13・14・21~23・27~34・36・37	
	7林班	1~4・6~10・14~20・22~30・33~41・45・46・52・54~59・61~67・69~72	
	8林班	1~5・8~14・16~22・24~46・48~54・57・58・60~62・64~67・69~88・90~94・101~103 105・110~112・115・118・119・121・123・125~127・129・130・132・134~146・148・152・154~162	
	9林班	1・4・5・9~13・15~20・23~32	
	10林班	全域	
	11林班	全域	
	12林班	全域	
	13林班	全域	
	14林班	全域(67~69を除く)	
	15林班	全域(4・5・7・33・37を除く)	
	16林班	全域	
	17林班	9~11・19・21・23~25・31~44・46・49・51・63~65・72	
	21林班	15・28・30・31・91・94・104	
	22林班	1~9・11~17・27~30・45・49・50・60・61	
	23林班	全域	
	26林班	3	
	27林班	3・6・8・12~14・20・22・23・27・34・35・38・39・42・46・50・54~58・60・62・63・71・74・77~98	
	28林班	1~10・17・22~28・32~35・37~43・45~47・50~54・63・65~69・73・74・76・77・101・124 127~131	
	29林班	4~8・43・44・47・64~66	
	30林班	4~9・11・16~30・37・44~48・50~60・70・71・73・75・80~82・85・86・88・89・92・93・95~98 100~102・113・114・120~123	
	31林班	3~5・17・23・48・50・51・59・60・74	
	32林班	3・10・11・21・22	
	38林班	1・3~8・11・12・15・16・18・22・25・28・29・32・36・45・48・68・87・89~93	
	39林班	1~5・7~11・13~15・20・21・27・30・32・33・47・50・51・70・74・75・78・80~84・86~89・92	
	41林班	全域	
	42林班	1・18~26・28・29・31・41・56~58・80~84・86・94・95	
	43林班	全域	
44林班	全域		
45林班	6・10・12~17・23・26・33・46・50・52・64・66・80・182・189・197・198・201・230		
46林班	全域(113~115・117~119・123~127を除く)		
47林班	1・3・4・6~9・11~13・16~20・22・23・25~35・37~39・41~44・46・48~53・56・59・62~65 69~71・85・86・88~95・97~99・100・102~118・147・149・150・157・158・160~171・177~181 186・188・190・191・193~195・202・203・205		

区分	林班	小班	面積
	48林班	3~16・18~23・25・29~31・33~37・39~64・66~77・79~85・87~112・116~124・126・129・131 154~156・158・161・165・167・169~176・186・187・189・201・207・214~216・218~232 234~246	
	49林班	全域(76~85・90・103を除く)	
	50林班	3・4・6~8・24	
	51林班	1~5・8~10・12・20・45・49・51・88・90・93~95	
	52林班	2~4・32・33・60~63	
	53林班	4・6~8・62・67~69・92	
	54林班	51・58	
	56林班	全域	
	57林班	全域	
	58林班	全域	
	59林班	全域	
	60林班	1~3・5・10・11・15~20・23・24・26~35・37~39・41・42・44・45・47・49~56・103・108・109	
	61林班	全域	
	62林班	全域	
	63林班	全域(19・20・30・31を除く)	
	64林班	全域	
	65林班	全域	
	66林班	全域	
	67林班	5・7・9・10・13~15・18・19・21~27・31~35・37・38	
	68林班	1・5・9・10・14・44・46・51・53・54	
	69林班	全域(56~68・72を除く)	
	70林班	全域(5~14・17・20・35・36・40・99を除く)	
	71林班	7・8・29・39・42~45・52~57	
	72林班	1~4・6・7	
	73林班	全域(27~31を除く)	
	74林班	全域(3・9・29~37を除く)	
	75林班	1・4・6・10・11・15・21~23・26・29・30・35・39・42~50・57~65・68~73・75・77・79・80・83~86 91~95・98~100	
	76林班	全域(30・97~99を除く)	
	78林班	1・2・4・8・9・11・12・39	
	79林班	全域(34・35・39・40を除く)	
	80林班	全域(27・71・80・81を除く)	
	81林班	全域	
	82林班	全域(22~24・26を除く)	
	83林班	全域	
	84林班	全域	
	85林班	全域(5・7・8・10を除く)	
	86林班	全域	
	87林班	全域(17を除く)	

2 上乗せのゾーニング

森 林 の 区 域			
区分	林班	小班	面積
水資源保全ゾーン	24林班	2～8・10～14・17・18・22～25・27	233.86
	25林班	1～3・6・8～12・15・16・18・22・23・25・28～40	
生物多様性ゾーン		該当なし	

【道有林】

該当なし

別表 3 森林施業の方法を特定すべき森林
【一般民有林】

区分	施業の方法		森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準(参考) (注1)	
			林班	小班			
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林			別表2の1の水源涵養林に指定した森林(このうち別表2の2の水資源保全ゾーンに指定したものを除く)	1,544.79	主伐林齢: 標準伐期齢+10年以上 皆伐面積: 20ha以下	
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林(注2)			別表2の2の水資源保全ゾーンに指定した森林	233.86	主伐林齢: 標準伐期齢+10年以上 皆伐面積: 10ha以下	
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林(注3)			別表2の1のうち山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林に指定した森林(このうち下記の択伐による複層林施業を推進すべき森林を除く)	790.67	主伐林齢: 注3の表による 皆伐面積: 20ha以下	
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)			該当なし		主伐林齢: 標準伐期齢以上 伐採率: 70%以下 その他: 標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
		択伐による複層林施業を推進すべき森林		21林班	97・102	103.52	主伐林齢: 標準伐期齢以上 伐採率: 30%以下又は40%以下 その他: 標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
				35林班	22		
		36林班	45・56~59				
		37林班	21				
		42林班	9・11・12・16・17・30・53				
		45林班	2・27・28・74・120・123・124・149・152~158・167・168・170・172・173・183・194・196・232				
		50林班	25~31・33・36~44・50~54				
		51林班	39~42・77・79・80・82・83・96				
		52林班	24・25・27・46・47~52				
		53林班	31・58~60・79・84・91				
		54林班	68・94				
		55林班	37・39・40・42・44				
		77林班	4				
		82林班	22				
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			該当なし			特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する	

【道有林】

該当なし

(注1) 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令(森林法施行規則)で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

(注2) 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

(注3) 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上

別表 4 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積（ha）
エゾシカ	21 林班、23 林班～26 林班、 72 林班、73 林班	944